

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、企業理念を基本に、中期経営計画に掲げる目指す姿の実現に向け、より充実したコーポレート・ガバナンスを構築することにより、地域経済の発展と企業価値の向上を目指しております。

1. 企業理念

「地域のために」－私たちは、「公共的使命」を尊重し、豊かな地域社会の創造に貢献する、健全かつ強い銀行を創ります。

「お客さまとともに」－私たちは、「お客さま大事」を尊重し、誠意と英知を育み、真摯かつ魅力あふれる銀行を創ります。

「人を大切に」－私たちは、「自主性」を尊重し、自信と誇りに満ちた、進取かつ明朗な銀行を創ります。

2. 目指す姿(第15次中期経営計画「あおぎんLeadingプラン」(平成28～30年度))

「県内No.1の信託と圧倒的な存在感を有し、地域活性化をリードする銀行」

当行は、日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入等、取り巻く環境が変化する中においても、県内トップバンクとして、金融仲介機能の強化、および地方創生への取り組みにより地域活性化を牽引する役割を発揮していかなければならないと認識しています。

これらを踏まえ、第15次中期経営計画は、第14次中期経営計画を発展させる計画と位置付け、「地域・お客さまからの信託と存在感をさらに高めていくと同時に、地域活性化をリードする役割を担い、地域とともに持続的に成長していく」との考え方に基づき、目指す姿を「県内No. 1の信託と圧倒的な存在感を有し、地域活性化をリードする銀行」としました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当行は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当行は、政策保有株式については、取引の維持・向上への期待性や地域への貢献度合、事業戦略上の重要性等(以下「保有判断要因等」という。)を踏まえた総合的な判断のもと、保有意義が認められる場合において保有しております。

この政策保有株式については、保有判断要因等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

2. 議決権行使基準

当行は、政策保有株式の議決権の行使について、その議案の内容を精査し、前項に掲げる保有判断要因等を勘案した上で、適切に議決権を行使いたします。

【原則1－7】関連当事者間の取引

当行は、当行が役員等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が当行および株主の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

1. 当行と取締役間の取引については、取締役会において取引条件やその決定方法の妥当性について審議・意思決定を行っております。

2. 当行と関連会社間の取引については、アームズ・レングス・ルールの遵守を徹底しております。

3. 監査等委員会は関連当事者間の取引について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証を行うこととしております。

【原則3－1】情報開示の充実

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(1) 当行は企業理念を制定し、公表しております。企業理念は本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しているほか、当行ホームページにも掲載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.a-bank.jp/contents/guide/aboutabank/index.html>)

(2) 中期経営計画については当行ホームページに掲載しております。

(<http://www.a-bank.jp/contents/guide/aboutabank/index.html>)

また、その進捗状況や取組内容についても、会社説明会資料や「株主総会招集ご通知」の事業報告において開示することとしております。

2. 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照下さい。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当行の「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」につきましては、本報告書の「2.1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照下さい。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(指名に関する方針)

取締役候補者は、銀行業としての特性を踏まえつつ、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有す、あるいは社外の職務経験等から見て職務遂行に必要な高い能力や知見・識見を有する者で、かつ十分な社会的信用を兼ね備え、当行の企業理念にもとづき、その価値を高いレベルで体現することが期待できる者を候補者としております。

また、監査等委員である取締役候補者については、取締役としての資質に加え、常に公正不偏の態度を保持し、監査・監督品質向上のため、たゆまぬ自己研鑽を行い、かつ経営全般の見地から経営課題を把握する能力を有する人物を候補者としております。

(指名に関する手続)

経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名については、代表取締役が候補者を推薦し、社外取締役が参加する取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員である取締役候補者の指名については、代表取締役が候補者を推薦し、監査等委員会の同意を得た上で、社外役員が参加する取締役会の決議により決定することとしております。

5. 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類において開示しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.a-bank.jp/contents/guide/kabunushi/index.html>)

【補充原則4－1－1】経営陣に対する委任範囲

1. 取締役会は、法令や定款に定められた事項ほか、取締役会規程等において定められた事項について決定いたします。
2. 取締役会は、重要な業務執行の決定について、取締役に委任することができるものとしております。また、取締役会で決議した事項において、その具体的執行方法や細目等を経営会議に委任することができるものとしており、委任の範囲については規程に定めるものとしております。

【原則4－9】社外役員の独立性判断基準

当行の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、本報告書の「2.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますのでご参照下さい。

【補充原則4－11－1】取締役会全体のバランス、多様性

取締役会は、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持する方針としております。

【補充原則4－11－2】取締役の兼任状況

1. 取締役の他社との主な兼任状況は、株主総会招集ご通知の事業報告等において適切に開示を行っております。
2. なお、本報告書の提出日現在、他の上場会社との役員の兼任はございません。

【補充原則4－11－3】取締役会全体の実効性分析・評価

各取締役に対し、取締役会の実効性評価のためのアンケートを実施し、社外役員のみ構成される会合や取締役会で議論・評価を行うこととしております。

平成28年度は、「取締役会の構成」や「取締役会を支える体制」の適切性などについてアンケートを実施し、5月にはアンケート結果を踏まえ、社外役員のみで構成される会合や取締役会で議論を行いました。

その結果、取締役会は概ね適切に運営され、実効性は確保されていると評価いたしました。一方で、個別には「審議項目、資料の削減など取締役会の効率的・実効的な運用への取組み」や「事前説明・研修の機会の充実」などが必要であるとの意見があったことから、こうした運用上の工夫の余地については、対応可能なものから随時対応してまいります。

【補充原則4－14－2】取締役のトレーニング方針

当行は、取締役が期待される役割・責務を適切に果たすため、知識の習得や適切な更新等に必要なトレーニングの機会を提供するとともに、その費用を支援しております。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針

1. 株主との建設的な対話
株主との建設的な対話にあたっては、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で対応して参ります。
2. 建設的な対話を行うための体制
当行は株主との対話全般についての統括責任者として、IR担当役員を指定しております。詳細につきましては「3.2.IRに関する活動状況」をご参照下さい。また、総合企画部をIR担当部署とし、関連部署と連携のもと適切かつ分かりやすい情報開示を図るよう、適時・適切に対応しております。
3. 個別面談以外の対話手段の充実に係る取組み
当行は毎年会社説明会を行っており、またホームページにおいても説明会資料の開示を行うなど、適切な情報開示に努めております。
4. 株主からの意見等のフィードバック
株主の皆さまとの建設的な対話を通じて収集・把握した意見等については、担当部署が分析を行い、経営陣に対して適切に情報を共有いたします。
5. インサイダー情報の管理
当行はインサイダー取引の防止に関する内部規定を制定しており、対話に際してのインサイダー情報の適切な管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	8,417,000	4.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,711,000	3.27
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,356,282	2.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,836,450	2.35
日本生命保険相互会社	4,771,682	2.32
明治安田生命保険相互会社	4,769,201	2.32
青森銀行職員持株会	4,075,511	1.98
株式会社みずほ銀行	3,080,694	1.50
田中建設株式会社	2,570,298	1.25
住友生命保険相互会社	2,462,000	1.20

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし
補足説明	

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大矢 卓	他の会社の出身者								○			
石田 憲久	他の会社の出身者								○			
楢引 利貞	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大矢 卓	○	○	・大矢卓氏が代表取締役社長を務める八戸港湾運送株式会社、八戸臨海倉庫株式会社、マルハチ建設工業株式会社、東日本タグポート株式会社の4社と当行との間には貸出金等の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・大矢卓氏は、八戸港湾運送株式会社の代表取締役社長であり、経営者として豊富な経験を有しています。また、当行監査役として監査経験を有することから、重要な経営判断に関する意思決定に提言いただく立場に適しており、社外取締役候補者としていたしました。 ・同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
石田 憲久	○	○	・石田憲久氏が代表取締役会長を務める株式会社青森新生活互助会および副会頭を務める青森商工会議所と当行の間には貸出金等の取引がありますが、取引	・石田憲久氏は、学校法人青森田中学園の理事長であり、学校経営者として豊富な経験を有しております。また、当行取締役として経験を有しております。豊富な実績に基づく高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するもの

			の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	であり、社外取締役候補者といいました。 ・同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
櫛引 利貞	○	○	・櫛引利貞氏が代表取締役社長を務めるカネショウ株式会社と当行との間には貸出金等の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・櫛引利貞氏は、カネショウ株式会社の代表取締役社長であり、会社経営者としての豊富な経験を有しております。過去には青森県公安委員長を務める等、十分な社会的信用を有しております。当行のガバナンス強化に資するため、社外取締役候補者といいました。 ・同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当行は、監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する職員を配置しております。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、また人事異動等については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、内部監査部署及び会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況の聴取や監査同行を実施したうえで、期末に監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を図ることとしております。また、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査や内部統制部門の活動状況等の報告を受け、必要に応じて助言・指導を行うなど、内部統制システムの整備・運用状況等の監視機能を担うこととしております。加えて、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見及び情報の交換を行うなど監査の実効性の確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当行は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当行の主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当行の主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当行より、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 1～5に過去3年以内に該当していないこと。
7. 1～6に該当する者の近親者ではないこと。

※1「主要な取引先」当行との取引実態に照らし、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とする。

※2「多額」 過去3年平均で年間10百万円を超える金額とする。

- ※3「主要株主」 直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。
※4「近親者」 二親等以内の親族とする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年6月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションを年額400万円以内の範囲で割り当てることを決議いたしました。

これは、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬と当行株価の連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクについても、株主の皆さまと共有することで、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

執行役員に対しても、取締役（監査等委員である取締役を除く）と同様の理由により、同内容の制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬等の総額 180百万円（うち役員賞与180百万円、株式報酬型ストックオプション25百万円）

監査役の報酬等の総額 32百万円

上記以外の使用人兼務取締役の使用人分報酬等 30百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行は、平成28年6月23日開催の第108期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別した報酬額を設定し、報酬の決定に関する方針を次のとおり定めております。

（報酬の決定に関する方針）

当行の役員報酬については、株主総会の決議により年額の報酬限度額を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を「216百万円以内」、監査等委員である取締役の報酬額を「55百万円以内」としております。また、この報酬限度額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして「年額400百万円以内」の範囲で新株予約権を割り当てることを株主総会で決議しております。

報酬体系については、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、基本報酬として月次で支給する「月額報酬」、単年度の業績に応じて支給する「賞与」、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるための「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。なお、監査等委員である取締役は、「月額報酬」のみとしております。

（報酬の決定に関する手続）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会により決議された限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会により決議された限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

監査等委員会である社外取締役を補佐する部署として、監査等委員会室に専従職員を配置し、監査等委員会の業務に必要なサポートを行っております。

また、社外取締役の業務に必要なサポートとして、必要に応じ所管部署から議案の事前説明を行うとともに、行内情報や内部規程等を閲覧することができる環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） [更新](#)

（1）取締役会

取締役会は、提出日現在において、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の計12名で構成されております。原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督することとしております。

（2）監査等委員会

監査等委員会は、提出日現在において、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されております。原則として毎月1回開催し、

取締役の職務執行の監査及び監督を行うこととしております。また、監査・監督業務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を1名選任するとともに、監査等委員会を補佐する体制として監査等委員会室を設置しております。

(3) 会計監査人

会計監査につきましては、会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正性の確保に努めております。

・業務執行公認会計士の氏名、所属する監査法人名および継続監査年数

(公認会計士の氏名等)	(所属する監査法人名)	(継続監査年数)
指定有限責任社員業務執行社員 岩部 俊夫	新日本有限責任監査法人	—
指定有限責任社員業務執行社員 植村 文雄	新日本有限責任監査法人	—
指定有限責任社員業務執行社員 佐藤 武男	新日本有限責任監査法人	—

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名 その他13名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査、退職給付債務検証担当者等であります。

(4) コーポレート・ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。同委員会は頭取や社外取締役、外部有識者で構成し、経営全般に関する事項について、社外の視点を含めた幅広い意見交換や取締役会への指導・助言を行うこととしております。

(5) その他

取締役会から委任を受けた事項や業務全般の重要事項を協議・決定し、業務全般の運営状況を管理するほか、取締役会が取締役に委任した事項について審議を行う機関として経営会議を設置しております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させるため、執行役員制度を採用しております。

(6) 責任限定契約

会社法第427条第1項の規定により、社外取締役である大矢卓氏、石田憲久氏及び櫛引利貞氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行は、平成28年6月23日開催の第108期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることができるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集ご通知については、株主総会開催の3週間前までに発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただくことを目的として、集中日を回避するよう努めております。
その他	株主総会では株主の皆さまに当行の経営内容をご理解いただけるよう、ビジュアル化を進めております。事業報告及び計算書類について、グラフや図表を取り入れた映像を用いて具体的な説明を行っております。 また、招集ご通知を発送前(株主総会開催の4週間前)に東京証券取引所への開示および当行ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、定期的説明会(年度決算及び年度戦略概要)を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.a-bank.jp/contents/guide/aboutabank/index.html IR資料 (1)ディスクロージャー (2)ミニディスクロ (3)ANNUAL REPORT (4)決算資料 (5)会社説明会資料 (6)ニュースリリース	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総合企画部 IR担当役員 常務取締役 出町 文孝	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念「地域のために お客さまとともに 人を大切に」
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域貢献活動状況を「ディスクロージャー」「地域貢献に関する情報開示」にて公開
その他	＜女性活躍推進への取組みについて＞ 当行では、女性活躍の推進による組織活性化および生産性向上を目的に、平成28年4月に「女性活躍推進室」を人事部内に設置いたしました。 また、「あおぎん『ウーマン・アクティブ』宣言！！」において、平成30年度までに女性の管理・監督職者を平成28年3月末比で30%増加させる目標を掲げるとともに、女性活躍推進施策を取りまとめた「あおぎん『ウーマン・アクティブ』プログラム」を策定し、目標の達成に向けた取り組みを行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備する。

- 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行倫理憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
(2) 法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下にコンプライアンス委員会を置く。
(3) 経営会議においては、法令等遵守の全行横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役会に報告する。
(4) 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各本店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
(5) 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査等委員会に報告する。
(6) 執行役員、理事、および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口に報告する。
(7) 内部監査部署である監査部は、各本店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行は、当行の業務執行に係るリスクとして、以下(A)から(D)のリスクに分類し、管理する。
(A)信用リスク(B)市場リスク(C)流動性リスク(D)オペレーショナル・リスク
(2) 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針の決定ならびに統括部署としてのリスク統括部および横断的組織としてのリスク管理委員会を設置し、リスクを管理する。
(3) 各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
(4) 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
(5) 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
(2) 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
(3) 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

5. 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
(2) 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
(3) グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査等委員会に報告する。
(4) 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査等委員会の監査を確保する。
(2) 監査等委員会補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

7. 役職員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
(2) 当行およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等が、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
(3) 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第三百九十九条の二第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
(2) 監査等委員会は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を掲げております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営トップ以下組織全体で対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な関係の構築に努めます。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然と拒絶し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、裏取引、不適切な便宜供与、資金提供は一切行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行では、上記1. の基本的な考え方に基づき以下のとおり、体制整備を実施しております。

(1) 反社会的勢力排除に関する統括部署として、営業統括部お客さま相談室を設置しております。

(2) 反社会的勢力への対応にあたっては、平素から警察等関係行政機関、弁護士等の外部機関との緊密な連携関係の強化を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報については、統括部署が一元管理し、反社会的勢力との不適切な取引の防止を徹底しております。

(4) 反社会的勢力への対応ルールを明確にするために、「反社会的勢力等対応マニュアル」を策定し、全職員に周知徹底しております。

(5) 定期的に開催しているコンプライアンス担当者会議等において、反社会的勢力への対応方針、具体的なルールの遵守等について、周知徹底を図っております。

Vその他

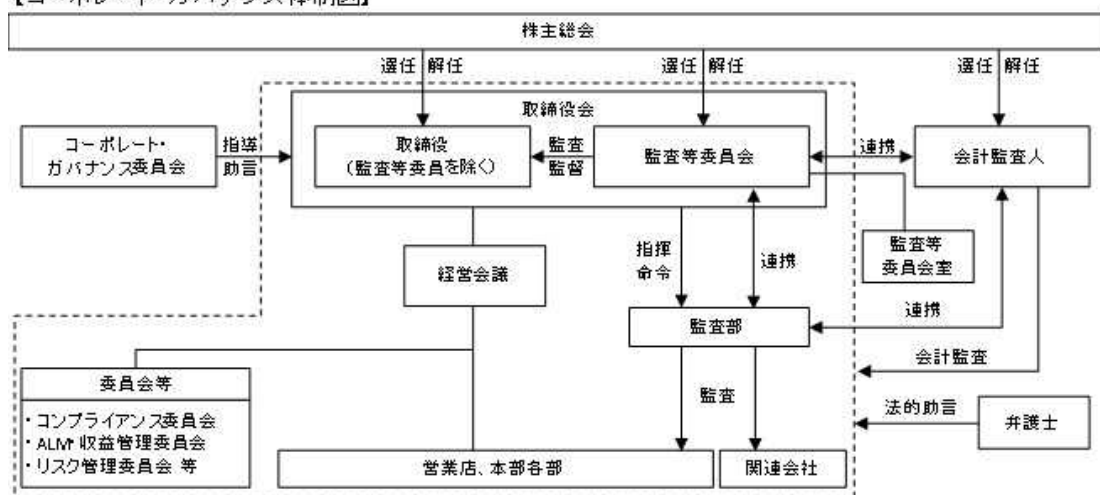
1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要】

